株主各位

本 店 福井市中央2丁目6番8号 東京本社 東京都新宿区津久戸町2番1号 株式会社 熊 谷 組 取締役社長 鳥 飼 一 俊

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、 ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成14年6月27日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都新宿区津久戸町2番1号 当社 東京本社 大会議室
- 3. 会議の目的事項

報告事項 第65期(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表及び掲益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第65期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」 (2頁から4頁まで)に記載のとおりであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

(招集通知に添付すべき計算書類及び監査報告書謄本は、別添 の「第65期報告書」のとおりであります。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

617,079個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第65期利益処分案承認の件

利益処分案は、別添の「第65期報告書」(15頁)に記載のとおりといたしたいと 存じます。

当社は新経営革新計画の達成に向け全力を挙げて取り組んでおりますが、建設市場を取り巻く環境は予想以上に厳しく、熾烈な競争が続いており、当社といたしましては財務体質の更なる強化が喫緊の課題と考えております。そのため、当期未処分利益につきましては一連の財務リストラにより減少しました自己資本の充実に充て、競争力の一層の強化を推進したいと存じます。

当期の株主配当金につきましては、株主の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、引き続き無配とさせていただきたいと存じますので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
 - (1) 「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)が平成13年10月 1日に施行されたことに伴い、額面株式に関する規定(現行定款第6条)を削除し、1単元の株式数及び単元未満株券の不発行に関する規定(変更案第6条)について定めるとともに、株式取扱規則及び名義書換代理人に関する規定(現行定款第7条及び第8条)並びに取締役及び監査役の選任に関する規定(現行定款第16条及び第25条)について所要の変更を行うものであります。
 - (2) 「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)が平成14年4月1日に施行されたことに伴い、基準日及び利益配当金に関する規定(現行定款第9条及び第32条)について所要の変更を行うとともに、転換社債の転換による利益配当金に関する規定(現行定款第33条)を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款

(額面株式1株の金額および1単位の株式数)

- 第6条 <u>当会社の発行する額面株式1株の金</u> 額は金50円とする。
 - 2. 当会社の1<u>単位</u>の株式の数は1,000 株とする。

(新 設)

(株式取扱規則)

第7条 当会社の発行する株券の種類ならび に株式の名義書換、単位未満株式の買 取、その他株式に関する取扱およびそ の手数料は、取締役会で定める株式取 扱規則による。

(名義書換代理人)

- 第8条 当会社は株式につき名義書換代理人 を置く。
 - 2. 名義書換代理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議により選定 し、これを公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単位未満株式の買取、その他株式に関する事務はすべて名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

変 更 案

(<u>1</u>単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第6条 (削 除)

> 当会社の1<u>単元</u>の株式の数は1,000 株とする。

2. 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

(株式取扱規則)

第7条 当会社の発行する株券の種類ならび に株式の名義書換、<u>単元</u>未満株式の買 取、その他株式に関する取扱およびそ の手数料は、取締役会で定める株式取 扱規則による。

(名義書換代理人)

第8条 (現行どおり)

- 2. (現行どおり)
- 3. 当会社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>単元</u>未満株式の買取、その他株式に関する事務はすべて名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

現行定款

(基準日)

- 第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
 - 2. 前項のほか、必要に応じ、取締役会 の決議により、あらかじめ公告して、 基準日を定めることができる。

(選 任)

- 第16条 取締役は、株主総会で選任する。
 - 2. 前項の選任決議には、<u>発行済株式総</u> 数のうち議決権のある株式数の3分の 1以上に当る株式を有する株主の出席 を要する。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(選 任)

- 第25条 監査役は、株主総会で選任する。
 - 2. 前項の選任決議には、<u>発行済株式総数のうち議決権のある株式数</u>の3分の 1以上<u>に当る株式</u>を有する株主の出席 を要する。

(利益配当金)

- 第32条 利益配当金は、毎決算期現在の最終 の株主名簿および実質株主名簿に記載 された株主または登録質権者に支払 う。
 - 2. 利益配当金が、支払開始の日から満 3年を経過しても受領されないとき は、当会社はその支払の義務を免れる ものとする。

(転換社債の転換による利益配当金)

第33条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求がなされた日の属する営業年度の始めに転換があったものとみなして支払うものとする。

変 更 案

(基準日)

- 第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株 主名簿および実質株主名簿に記載<u>また</u> <u>は記録</u>された株主(実質株主を含む。 以下同じ。)をもって、その決算期に 関する定時株主総会において権利を行 使すべき株主とする。
 - 2. (現行どおり)

(選 任)

第16条 (現行どおり)

- 2. 前項の選任決議には、<u>総株主の議決</u> 権の3分の1以上を有する株主の出席 を要する。
- 3. (現行どおり)

(選 任)

第25条 (現行どおり)

2. 前項の選任決議には、<u>総株主の議決</u> 権の3分の1以上を有する株主の出席 を要する。

(利益配当金)

- 第32条 利益配当金は、毎決算期現在の最終 の株主名簿および実質株主名簿に記載 <u>または記録</u>された株主<u>もしくは</u>登録質 権者に支払う。
 - 2. (現行どおり)

(削 除)

第3号議案 監査役1名選任の件

常勤監査役根橋史郎氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監 査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

氏 名	略 歴	所有する当社
(生年月日)	及び他の会社の代表状況	の 株 式 の 数
平 沢 秀 男 (昭和13年8月25日生)	昭和43年1月 当社入社 平成7年4月 当社営業総合本部エンジニアリング本部長 平成8年6月 当社取締役 当社技術本部長 平成10年1月 当社技術本部長 平成11年1月 当社技術本部技術研究所長 平成12年4月 当社技術研究所長 当社技術研究所長 当社営業本部担当 当社営業本部担当 当社常務取締役 当社に変長	65, 500株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

X	?	モ								
-				 	 	 			 	
_			· -	 -	 · -	 -	-		 	

......

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会 場 東京都新宿区津久戸町2番1号 当社 東京本社 大会議室 電 話(03)3260-2111(大代表)

交 通 J R 飯田橋駅東口より徒歩5分 営団地下鉄 有楽町線・南北線・東西線 飯田橋駅(出口B1)より徒歩3分 都営地下鉄 大江戸線飯田橋駅(出口C1)より徒歩2分



